

## 益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技 キャンプ誘致推進実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ誘致推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードレースに出場する世界各国の選手の事前キャンプをはじめ、国内外のトップチームの合宿等を誘致することで、交流人口の拡大とスポーツの振興に加え、オリンピックの理念に市民の皆さんが触れる機会を提供することを目的とする。また、キャンプ誘致国と大会終了後も末永い交流を続けるほか、キャンプ誘致を通じて日本国内はもちろん海外からも自転車愛好家が益田市に走りに来ていただけるような「まちづくり」を進め、地域経済の活性化を図る。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事前キャンプに係る誘致活動に関する事
- (2) 事前キャンプに係る誘致活動に向けて市民意識の高揚に関する事
- (3) 事前キャンプの受け入れ体制の整備に関する事
- (4) 事前キャンプ誘致国と大会終了後の交流に係る活動に関する事
- (5) 自転車によるまちづくりの実現に関する事
- (6) その他、実行委員会の目的達成のために必要な事

(構成)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する関係団体をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は委員の互選により選任する。

2 副会長及び監事は委員の内から会長が指名する。

(役員職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括し、議事を進行する。
- (2) 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、実行委員会の会計事務及び業務執行について監査を行い、総会等で報告する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、平成28年11月24日から平成30年3月31日までとする。

(会議)

第9条 実行委員会は、会長が招集する。

- 2 実行委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 実行委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第10条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業を専門的具体的に検討するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、第3条の事業について細部を協議し、実行委員会の審議に資する。
- 3 作業部会は、実行委員会が指名する団体等をもって組織する。
- 4 その他作業部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 実行委員会には、専門的な助言を求める目的で、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が選任する。
- 3 アドバイザーは、実行委員会及び作業部会に出席し意見を述べるすることができる。

(庶務)

第12条 実行委員会及び作業部会の庶務は、五輪キャンプ誘致推進室に事務局を置いてこれを処理する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年11月24日から施行する。